



保育園等入園案内

令和7（2025）年度

R6.9.5

令和7年度の保育所等入所申請について		
入園希望月	受付期間	申請方法
令和7年4月入園 （1次募集）	令和6年 10月1日（火） ～ 令和6年 10月18日（金）	郵送 もしくは 子ども育成課にある認 可保育園入所申込箱へ 投函【必着】
令和7年4月入園 （2次募集）	令和7年1月7日（火） ～ 令和7年2月6日（木）	郵送 もしくは 子ども育成課窓口へ 直接提出【必着】
令和7年5月入園	令和7年3月11日（火） ～ 令和7年4月10日（木）	
令和7年6月入園	令和7年4月11日（金） ～ 令和7年5月12日（月）	
令和7年7月入園	令和7年5月13日（火） ～ 令和7年6月10日（火）	
令和7年8月入園	令和7年6月11日（水） ～ 令和7年7月10日（木）	
令和7年9月入園	令和7年7月11日（金） ～ 令和7年8月12日（火）	
令和7年10月入園	令和7年8月13日（水） ～ 令和7年9月10日（水）	
令和7年11月入園	令和7年9月11日（木） ～ 令和7年10月10日（金）	
令和7年12月入園	令和7年10月14日（火） ～ 令和7年11月10日（月）	
令和8年1月入園	令和7年11月11日（火） ～ 令和7年12月10日（水）	
令和8年2月入園	令和7年12月11日（木） ～ 令和8年1月13日（火）	
令和8年3月入園	令和8年1月14日（水） ～ 令和8年2月10日（火）	
【毎月1日掲載】認可保育所空き状況		認可外保育施設※最新の空き状況は各施設に確認ください。
		

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
市役所本庁舎4階45番窓口（受付時間 8:30～17:00）
三鷹市子ども政策部子ども育成課
電話 0422-29-9673

保育園等入園案内 ～目次～

保育の必要性の認定について	3
---------------------	---

1 認可施設の申込みについて

1-1	入所選考について	6
1-2-1	4月入所申込みのながれ	7
1-2-2	毎月の入所申込みのながれ（5月～翌年3月）	9
1-3	転園の申込み	10
1-4	市外への申込み・市外からの申込み	10
1-5	ケアプラス保育の申込み	11
1-6	幼稚園型認定こども園（保育認定枠）の申込み	12
1-7-1	入園・転園申込みに必要な書類	13
1-7-2	入所決定後、追加書類の提出が必要な場合	14
1-8	その他申込みに関わる注意事項 （育児休業、多胎児、本園・分園、申込み後の家庭状況変更、申込み後の転職、短時間保 育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合）	15
1-9-1	申込み後のお手続き （希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退）	17
1-9-2	申込み中に家庭の状況が変わった場合	18
1-10	入所選考（利用調整）会議の基準について	19
1-11	合計点数が同点の場合	21
1-12	入所選考のながれ	21

2 認可保育施設を利用するにあたって

2-1	入所後の注意事項 （退所、転出後の継続通園、休園、家庭状況確認、移行、きょうだいの育児休業）	23
2-2	在園中に家庭の状況が変わった場合	25
2-3-1	利用者負担額（保育料）	26
2-3-2	利用者負担額（保育料）以外の費用について	26
2-3-3	利用者負担額（保育料）の減免制度	28

3 保育施設・サービスの紹介

3-1	認可施設の種類.....	33
	《 三鷹市 認可保育所等一覧 》	35
3-2	認可外施設や補助金等について	
	・東京都認証保育所	39
	・企業主導型保育施設	40
	・ベビーシッター利用支援事業（連携型）について	41
	・定期利用保育室について	42
	・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業	43
	・市内一時預かり施設の紹介	44
	・市内親子ひろばの紹介	45
	■関係書式（所定様式）	46

※『保育所等入所（転所）申込み』で、ご提出いただいた書類は、『保育所等入所（転所）申込み』以外の事業に、書類の情報は反映しておりません。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記入欄で反映したい事業にチェックを記入してください。なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも反映したい場合は、保護者記載欄に児童名・生年月日・通園施設名・余白に反映したい事業名をご記載ください。

また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することができますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

保育の必要性の認定について

認可施設の利用や、各種補助金の申請を希望する方に対し、市は「保育の必要性」を確認しています。
認可施設を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1. 認定の区分

認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども	利用可能施設
1号認定	3～5歳の就学前の子ども	認定こども園（教育時間枠） 幼稚園
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども	認定こども園（保育時間枠） 保育所
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども	認定こども園（保育時間枠） 保育所 地域型保育施設

※「保育の必要性の認定」は、保育施設の利用可否や送迎時間を決定するものではなく、保育の必要性の有無及び必要量を認定するものです。
※満3歳到達による3号認定から2号認定への切替に伴う変更後の支給認定証は希望者のみに送付しています。

2. 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

- 就労（フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働など、すべての就労）
- 妊娠、出産（出産予定月とその前後2か月間）
- 保護者の傷病、障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動（起業準備を含む）（3か月間）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

3. 保育の必要量

2・3号認定については、保護者の就労状況などに応じ、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を決定します。

保育標準時間	1日最大11時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間以上/日）
保育短時間	1日最大8時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間未満/日）

※三鷹市では保護者の就労時間について、『月48時間以上』を下限としています。

※求職の場合や上の子の入園後に下の子の育児休業を取得する場合は、原則「保育短時間」の利用となります。

※施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

4. 認定の手続き

① 認可施設の入所を希望される方

「保育所等入所（転所）申込書」が、認定の申請を兼ねているので、別途手続きを行う必要はありません。

② 認定証の発行のみを希望される方

- 【提出書類】① 保育所等入所（転所）申込書兼三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書
② 父母（保護者）分の保育の必要性が確認できる書類（P13参照）

5. 認定証の交付（初回申請時のみ）

- ① 保護者からの申請を受けた後、市は「認定証」を発行します。
- ② 「認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められています。
- ③ 「認定証」は、4月入所分については、審査事務を12月～2月に集中して行うことから、3月下旬頃までに発送します。

1

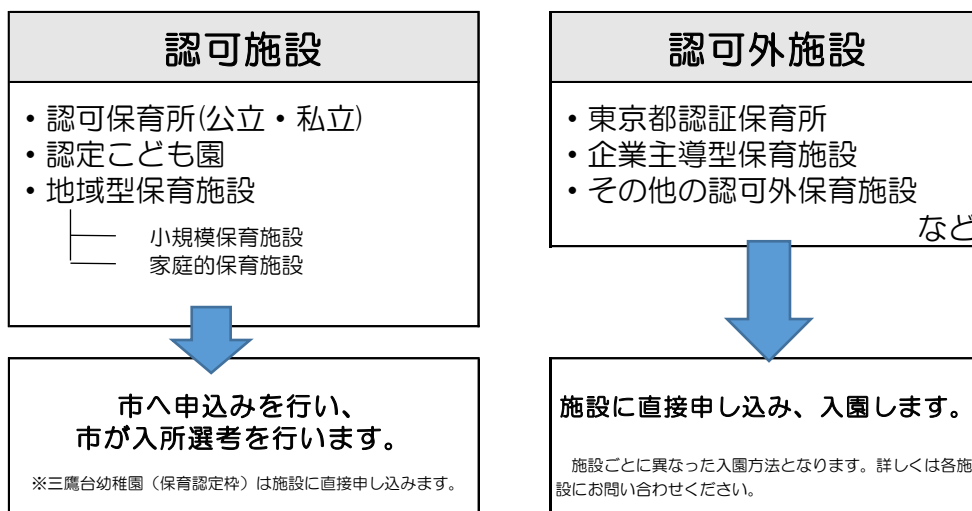
認可施設の 申込みについて

認可保育所等への申込みのながれや、必要書類、
選考方法などについて説明します。

○保育施設の種類について

保育施設には、認可施設と認可外施設があります。施設によって申込み方法等が異なります。

⇒「3 保育施設・サービスの紹介」



○入所選考とは

認可施設は定員数が、施設ごと、クラス年齢ごとに定められています。（クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢です。）定員に空きがない場合や定員より入所希望者が多い場合は、すぐに入所できないことがあります。

入所を希望する児童数が入所募集児童数を上回るときは、選考会議（三鷹市保育所入所選考基準による選考）を行い、入所者を決定します。

○選考方法

選考会議開催月の初日及び入園日時点における保護者の状況を基準として入所者を選考します。

三鷹市保育所入所選考基準により選考点数を定め、当該保育所を希望している方の中より選考点数の高い方から順次入所者を決定します。 ⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」

○申請対象者

原則、以下の要件を満たす方が認可施設に申込みが可能です。

・住民登録が三鷹市にある方

申込みができる方は原則、申込み時から入園月の初日の時点で三鷹市民である方（住民登録が三鷹市にある方）です。（入園月の前月末日までに三鷹市に転入予定のある方を含みます。）

申込み後、入所までの間に三鷹市外へ転出される方は、原則、選考対象外となり、内定取り消しとなります。

⇒**例外**：「1-4 市外への申込み・市外からの申込み」

・お子様の年齢要件を満たしている方

保育所等の受け入れが可能な年齢は、生後57日目から小学校就学前までとなります。

*出産予定の方の申込みについて（4月入所）

保育所等の0歳児の受け入れは生後57日目からのため、令和7年2月3日（月）までに出生されたお子様が令和7年4月1日入園の対象児童となります。

令和7年4月1日入園の申込みができる方は、出産予定日が令和7年2月14日（金）頃までの方とします。出生日が令和7年2月4日（火）以降となった場合は、4月入所の選考対象外となります。

・保育の必要性が確認できる方

認可施設で保育を利用するには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒P3「保育の必要性の認定について」

4月1日の入所は、1次募集と2次募集があります。毎月1日の入所と取扱いが異なりますのでご注意ください。

1 次募集

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外となる方がいます。
 ※切に余裕を持ってご提出ください。

① 申込み

- | | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和6年10月1日（火）～10月18日（金）必着 |
| 受付方法 | 郵送もしくは子ども育成課にある認可保育園入所申込箱へ投函してください。
<small>※ 窓口では申請書類等の確認は出来ません。 P50の宛名用紙をご活用ください。</small> |
| 提出先 | 三鷹市子ども育成課 |
| 提出書類 | 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照 |
| 募集人数 | 10月1日（火）子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定
<small>※ 10月2日以降に退所届等で募集人数が増減する可能性があります。
 また、選考時の転園等により、急遽空きが生じた場合、1次募集の選考後に追加で内定者を決定します。</small> |

- ※ 申込者数は12月中旬に集計ができ次第、子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表します。
 ※ 1次募集受付期間中に集計発表は行いません。
 ※ 4、5歳児の選考と内定発表は2次募集の選考の際に行いますが、4、5歳児を含むきょうだい同時申込みの方は、点数が調整されることがありますので、4、5歳児のお子様分も1次募集からお申し込みください。
 ※ 令和7年2月14日頃までに出産予定の方も申込みができます。（詳細はP6）
 ※ 必要に応じて職員が家庭の状況等、保育の必要性についておたずねすることがあります。
 ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等にて書類の内容確認等を行うことがあります。

② 到着確認・不足書類の確認

書類到着後、市から「三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票（保護者控え）」を発送します。
不足書類の有無を確認し、不足書類がある場合は下記提出期限までにご提出ください。
 提出がない場合は入所選考にて不利になる、または選考対象外になる場合があります。

〈不足・追加書類受付〉※①で書類の提出をしている方のみ対象

不足・追加書類や希望園の変更がある方は、下記期限までに書類の提出をお願いします。

- | | |
|------|---------------------|
| 提出方法 | 子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出 |
| 提出期限 | 令和6年10月31日（木）必着 |

※ 提出期限を過ぎた場合は、1次募集入所選考（利用調整）会議には反映できません。

1次募集入所選考（利用調整）会議（12月下旬～1月上旬）

募集人数（空き）に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP19～21をご覧ください。

※事実と違う内容で申請をした場合には、入園を取り消すことがあります。

※ 4、5歳児の選考と内定発表は2次募集の選考の際に行いますが、4、5歳児を含むきょうだい同時申込みの方は、点数が調整されることがありますので、4、5歳児のお子様分も1次募集からお申し込みください。

1次募集内定発表（内定の有無に関わらず通知）

令和7年1月下旬郵送予定

＜内定している場合＞ 内定通知書

＜内定していない場合＞ 2次募集のお知らせ

※ 電話での問い合わせは受け付けておりません。

●1次募集で内定が出た場合

1次募集で内定した園よりも入所希望の高い保育園に、2次募集で募集が出た際、1次の内定を保持しつつ、2次募集の選考対象となることはできません。

2次募集で、再度選考を希望する場合には、「内定辞退届」（所定様式P59）を令和7年2月6日（木）までに提出する必要があります。

2次募集

※ 1次募集で申込み済の方は、改めて申し込む必要はありません。

① 申込み

受付期間 令和7年1月7日（火）～令和7年2月6日（木）必着

受付方法 子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出

※夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。

募集人数 1月下旬に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※ 2次募集については、公表後に募集人数が追加されることがあります。
最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

② 到着確認・不足書類の確認（1次募集と同様）

不足書類の提出期限は個別にお知らせします。

《希望園変更受付》

受付期間 令和7年1月7日（火）～令和7年2月6日（木）必着

提出書類 保育所等入所申込変更届(所定様式 P58)

受付方法 子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出

※夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。

2次募集入所選考（利用調整）会議（1次募集と同様）

2次募集内定発表

令和7年3月3日（月）郵送予定（内定者のみ）

※ 1次募集で申請をした4、5歳児クラスの内定発表も含まれます。

※ 電話での問い合わせは受け付けておりません。

※ 急な欠員が出た場合、3月4日以降も追加で内定を出すことがあります。
（この場合は、お電話にて内定をお伝えいたします。）

健康診断・観察保育・面接

各保育園等で嘱託医による健康診断、観察保育及び面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。
健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定が取り消される場合があります。

入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者に通知します。園と保育時間等の調整を行ったうえで入所となります。

なお、入所後おおむね1週間は、保育園等に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。
ご協力をお願いします。

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について） ※ 三鷹市民のみ

1次募集・2次募集で内定に至らなかった方には、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を3月下旬に送付します。入所希望月是不承諾通知書の裏面に記載しています。

なお、保育所等入所（転所）申込みは、年度内（令和8年3月入園まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じるたびに、自動的に選考の対象となります。申込後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」（所定様式 P59）を提出してください。

また、5月1日選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。
ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

入園は毎月1日付のみで、月途中の入園はありません。

申込み

- 受付期間** 前月申込み期限翌日から入所希望月の前月の10日まで(郵送の場合は必着)
(10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日) ※表紙を参照ください。
- 受付方法** 子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出 ※夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。
- 提出書類** 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照
- 募集人数** 入所希望月の前月1日に子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定
※公表後に募集人数が追加されることがあります。最新の募集人数は子ども育成課窓口(電話)で確認してください。

※ 必要に応じて職員が家庭の状況等、保育の必要性についておたずねすることがあります。

※ 受付後、職員が職場などに電話等にて書類内容の確認等を行うことがあります。

選考(利用調整)会議(毎月17日頃)

募集人数(空き)に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP19～21をご覧ください。
選考は、クラス年齢ごと、保育園等ごとに行います。(クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入園を希望する年度の4月1日時点の年齢です。)

入所内定(毎月20日頃)

入園内定者には、子ども育成課と保育園等から内定の電話連絡をします。

健康診断・観察保育・面接

内定した児童には、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。

※健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定を取り消すことがあります。

入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者宛に通知します。

なお、入園後おおむね一週間は、保育園に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。ご協力をお願いします。

内定に至らなかった方(不承諾通知書の発送について) ※三鷹市民のみ

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所(転所)不承諾通知書」を発送いたします。(入所希望月前月末日に発送しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。)入所希望月については裏面に記載されております。

なお、保育所等入所(転所)申込みは、年度内(令和8年3月入園まで)有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に、自動的に選考の対象となります。申込後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」(所定様式P59)を提出してください。

また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

新規入園と同じ書類を用意して「転園」申込みをしてください。提出方法は新規入園と同じです。

なお、一度年度内に申込みをされて入所した方が、同年度内における転園申込みをする際には、税額に変更がなければ、税関係書類の再提出は不要です。

《ご注意ください！》

転園申込みをされた方は、転園が内定した選考にて、同時に現在入園している保育園等に欠員が生じたとして選考を行いますので、元の園には戻れません。

例えば、友達と別れることになるなどで、お子様が納得しない、転園先で延長保育が受けられないなどの理由があっても、転園が一旦内定した場合は、内定辞退はできません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所等入所申込取下届（所定様式P59）」を提出してください。

1. 三鷹市民の方が三鷹市外の保育園等に申し込む場合

受付方法 転出予定がある方は、転出先へ直接提出
（※転出予定がある方でも、三鷹市を通して申請をする自治体もありますので、必ず事前に申込みをする自治体にご確認ください。）

転出予定がない方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出

提出書類 申込みを希望する自治体にご確認ください。
・自治体によって、必要書類、締切日、申込みの可否などが異なるため、必ず事前に申込みをする自治体にご確認ください。
・三鷹市に提出する場合は、申込み先自治体の締切日の10日前までに、ご提出ください。
（不足書類などがあると、追加書類の提出が間に合わなくなることがあります。）

2. 三鷹市民以外の方が、三鷹市の保育園等を申し込む場合

受付方法 転入予定（転入が確認できる書類）がある方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出
転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方は、原則住民登録をしている自治体へ提出

提出書類 ① 『誓約書（転入予定者用）』（所定様式P64）
② 入所希望月の前月末日（土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに転居することが確認できる書類（売買契約書・賃貸借契約書の写し等。三鷹市の住所・引き渡し日・入居者氏名・押印があるもの）
※ 4 月入所 1 次募集に限り、申込時に提出できない場合は、令和7年2月6日（木）までに提出してください。
※ 三鷹市在住の親族の住所へ転居する場合は、『親族等の転入に関する同意書（転入予定者用）』（所定様式）が契約書等の代わりとなります。みたかきっすナビ(P48)から印刷してご利用ください。

③ 入園申込みに必要な書類一式 ⇒ 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」

- ・三鷹市へ転入予定がない方は①、②は不要です。
- ・住民登録をしている自治体を通じての申込みとなる方は、申込み締切日等、日程や必要書類については三鷹市の基準になるため、不足書類などが生じると期限に間に合わなくなることがありますので、ご注意ください。
- ・三鷹市の所定様式をお使いください。ただし、提出先の自治体で三鷹市の様式だと受付できない場合は、提出先の様式でも提出可能です。（書類を提出する自治体に確認してください。）
- ・三鷹市への転入手続き後は、入所希望月の前月末日（土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、三鷹市子ども育成課で、保育園入所申請についての転入手続きを行ってください。

三鷹市に転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方の取扱い

0歳～2歳クラス	4月～9月入所は申込み不可。10月入所から申込み可。
3歳～5歳クラス	4月入所から申込み可。

* 転入予定のない方の選考については、三鷹市民優先となります。

転入予定のない方の3～5歳児クラスの4月入所は、2次募集から選考対象になります。

(障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の保育の名称を「ケアプラス保育」としています。)

- ケアプラス保育の申込みは、4月入園（1次募集）の提出方法と異なり
窓口受付となります。受付期間については、下記をご確認ください。

受付期間

令和6年10月21日（月）～10月25日（金）

受付方法・受付場所

子ども育成課（市役所本庁舎4階45番窓口）へ直接提出。

※ 来庁での受付が難しい場合は、お電話でご相談ください。

ケアプラス 保育の対象	- 保護者の「保育を必要とする事由」（保護者の就労等）がある方 - 障がい児、医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団生活が可能なお子様 ※ 障がい児：0歳児～就学前児童 ※ 医療的ケア児：1歳児～就学前児童 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定して医療的ケアが行われている児童 ※ 入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。
受入園 受入人数	指定園（入園可能な園・クラス）により、若干名 ※ 入園可能な園・クラスは年度によって異なりますので、子ども育成課にお問い合わせください。
保育時間	- 障がい児：各園の開所時間（11時間）の中で必要な時間 - 医療的ケア児：平日8時30分から17時の中で必要な時間（基本8時間まで） ※ 医療的ケア児は、就労等の状況により8時間以上の保育が必要な場合、お子様の心身の状況により、各保育園で個別に保育時間を決定します。なお、お子様にとって心身の負担が大きいと認められた場合は、保育時間が短くなることがあります。 ※ 障がい児・医療的ケア児ともに、延長保育は実施していません。
保育内容	児童の発達状況や個性をふまえながら、クラス集団の中で児童の成長を支援できるように、保育士等を1対1で配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。
申込書類	① 入園申し込みに必要な書類一式 ⇒ 「1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類」 ② 申込児童に関する意見書（診断書）・・・所定様式（※） ③ 心身状況書・・・所定様式（※） ④ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（所持者のみ） ※ 所定様式は子ども育成課、子ども発達支援センターにて配布しております。 また、三鷹市 HP (https://www.city.mitaka.lg.jp/) からダウンロードも可能です。
入園会議	【ケアプラス保育の適否の判定について】 入園選考（利用調整）の結果、入園対象（内定）となった場合、内定した保育園での観察保育・健康診断を受けていただき、障がい児入園会議（医療的ケア児を含む）において、ケアプラス保育の判定を行い、入園の可否を決定します。

- 申込書類①については、子ども育成課（電話 0422-24-9673）、
申込書類②～④、入園に関するその他お問い合わせは、保育支援課（電話 0422-24-9258）
にご相談ください。
- 特別な配慮を必要とするお子様の発達・療育に関する相談は、三鷹市子ども発達支援センター
（元気創造プラザ1階）で行っています。（住所：三鷹市新川6-37-1 電話：0422-45-1122）

三鷹台幼稚園の保育認定枠については、第1希望の方のみを対象とし、園にて申込みを受け付けます。

■幼稚園型認定こども園とは

幼稚園型認定こども園は、認定こども園の種類のうちのひとつです。認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育の機能を備えて教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の良さを併せもっている施設です。

教育時間のみ利用する子（1号認定子ども）も教育時間と保育時間を利用する子（2号認定子ども）も、一緒に教育・保育を受けることができます。

＜保育所との違い＞

- 一般の認可幼稚園と同様に、制服代・教材代など、保育所等にはない費用が生じることがあります。
- 1号認定子どもと2号認定子どもと一緒に過ごす時間に集中して活動を行うため、1日を通して活動時間を配分する保育所とは園児の過ごし方が異なります。

■令和7年4月1日申込概要

募集定員	3歳児クラス20名程度（1号枠との調整により変動あり） ※4,5歳クラスの募集はありません。
受付日時	令和6年11月1日（金）8:00～12:00 受付後、整理券記載時間に親子面接等を行いますので、遅れないようお越しください。
受付場所	認定こども園 三鷹台幼稚園（井の頭2-13-20）
必要書類	① 「三鷹台幼稚園 保育の必要性申請書」※園にて入園募集説明会時に配付 ② 父母の「保育の必要性が確認できる書類」（所定様式・他保育所等の所定様式と同じ） ③ その他入園に必要な書類（園にて令和6年10月15日（火）以降に配付） ※ 他保育所等の申込書類と異なりますのでご注意ください。
選考方法	申込児全員の受け入れが可能な場合 … 即日内定（正式には2号認定を受けた後） 申込児全員の受け入れが困難な場合 … 市で利用調整を行います。（※）

※申込児全員の受け入れが困難な場合

他保育所と同様に、「三鷹市保育所入所選考基準」に基づき利用調整（入所選考会議）を行います。この場合、利用調整にあたり追加で提出いただく書類について、書面にてお知らせします。

なお、三鷹台幼稚園（保育認定枠）の利用調整を行う場合は、他保育所等の希望（第2～第4希望）について追加で提出する期間を設けるため、保育所等の令和7年4月1日入園申込（1次募集）期間には申し込まないでください。（1次募集と三鷹台幼稚園（保育認定枠）の両方に申し込まれた場合は、1次募集の方を無効としますのでご注意ください。）

年度途中の保育認定枠への入園及び1号認定から2号認定への切替について

年度途中であっても、2号認定枠の空き状況によっては、2号認定での入園が可能です。

また、1号認定で入園した場合でも、2号認定枠の空き状況によっては、年度途中に2号認定へ切り替えることが可能です。

いずれの場合にも、事前に園に空き状況等を確認したうえで、必要書類を揃え、**園経由**で入園（認定切替）希望月の前月10日（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）までに、子ども育成課までご提出ください。

＜その他注意事項等＞

- 土曜保育はありません。（休園日：土日祝日・年末年始）
- 延長保育は実施していません。（18:30 完全退室）

- ・所定様式は令和7年度の書式をご利用ください。他年度の書式では原則受付できません。
- ・虚偽の内容で申込みをした場合は、内定・入所を取り消します。

- 1 保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書（所定様式）
- 2 児童状況書（所定様式）申込み時点で、申請児が出生前の場合は、出産後にご提出ください。
- 3 入園・転園に関する確認票（所定様式）
- 4 マイナンバー関係書類貼付台紙（郵送で提出する場合のみ）
窓口に直接提出する場合は、提出する必要はありません。
マイナンバー確認書類（個人番号カード・通知カード等）と、窓口にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。
- 5 三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票（所定書式）
- 6 前年度分の住民税を証明する書類（令和6年1月1日時点で住民票が三鷹市外にある方のみ【父・母それぞれ必要】）

令和6年1月1日現在の状況	提出書類
住所地在三鷹市の方	三鷹市の住民税情報を確認しますので必要ありません。 ※1
住所地在三鷹市以外の方	令和6年度住民税課税（非課税）証明書 ※1、2、3 →令和6年1月1日時点においてお住まいだった自治体で交付されます。

※1 2023年中（令和5年1月～令和5年12月）に海外で収入があった方は、『海外収入申告書』（所定様式P62）と2023年中の収入がわかる書類を提出してください。（例：給与明細）

※2 住民税課税（非課税）証明書は ① 合計所得金額、② 所得控除額、③ 区市町村住民税所得割額、④ 区市町村住民税均等割額が記載されているもの

※3 住民税課税（非課税）証明書 以外の書類では受付ができません。（※1 以外の方）

7 保育の必要性が確認できる書類【父・母それぞれ必要】

提出がないと選考対象外、もしくは選考上不利になる場合があります。

就労先などが発行する証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

父母の状況									提出する書類	掲載ページ
1 就労 (注1) (注2)		2	3	4	5	6	7	8		
就労	就職内定	求職中	出産	傷病	障害	介護・看護	就学	不存在		
○	○	※							就労証明書 所定様式（国） ＊ 入所時点での状況でご記入ください。	P.52
△	△			△		○	○		スケジュール表（所定様式） ＊ 1 就労の方で、シフト制や複数の就労先で就労している等を理由に就労時間が不規則な場合は必要です。	P.66
	※								就労開始証明書（所定様式） 就労後3か月分の給与明細の写し	P.56
		○							ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）	
			○						母子手帳の写し （表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
				○					発行日から3か月以内の診断書（保育にあたれない状況と通院頻度が明記されたもの）、難病者は特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表	
					○				身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し ＊ 上記に該当するが、難病者で特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券をお持ちの方は、三鷹市保育所入所選考基準表（P19）3（2）傷病の「エ」に該当する場合があるため4傷病の書類もご提出ください。	
						○			介護・看護状況申告書（所定様式）	P.65
						○			介護、看護を必要とする状況がわかる書類 （被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し）	
							○		在学証明書	
								○	ひとり親であることがわかる書類 （戸籍謄本の写し、離婚の受理証明書・児童育成手当受給者証明書等の写し） ＊ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（父母の住民票が同一でない場合のみ） ＊ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、ひとり親世帯とは認められません。 ＊ いずれの書類も提出できない場合は、子ども育成課へご相談ください。	

『※』は就労開始後、提出が必要な書類です。

就労：外勤（注1）・自営業（注2）・内職

（注1）会社等に雇用されている方（在宅勤務、産前産後休暇・育児休業中の方を含む）

（注2）本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方（育児に伴う休業中の方を含む）

8 その他優先等に関わる書類

⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について
「1-11 合計点数が同点の場合」

家庭の状況	書類提出時の注意点
申込みをする児童が市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等を利用している方 ◎対象の施設はP20の（注4）をご確認ください。	以下の書類を提出してください。 「児童在籍証明書」（所定様式P57） または 施設との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）
保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちで、対象の施設にて幼児教育・保育に従事している方 ◎対象の施設はP21の（※1）をご確認ください。	「就労証明書」（所定様式P52） 資格の取得状況が確認できないため、別途「保育士証」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格をお持ちで、援助職または介護職として三鷹市内の障がい者福祉施設または高齢者介護施設で勤務している方 ◎該当資格の詳細はP21の（※3）をご確認ください。 ◎対象の施設はP21の（※4）をご確認ください。	「就労証明書※」（所定様式P52）※市内の事業所（施設）名を明記のこと 資格の取得状況が確認できないため、別途「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」「介護職員初任者研修修了者」「介護職員実務者研修修了者」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
申請児童の里親、特別養子縁組で子どもを養育している方	申請の際に子ども育成課へご連絡ください。
出産予定の児童の申込みをする方（4月入所のみ）	「誓約書（出産予定用）」（所定様式P63）を提出してください。
申請児童以外で出産予定がある方（4月入所のみ）	「保育所入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」（所定様式）の家庭状況確認欄の3両親の状況の出産欄と「入園・転園に関する同意欄」（所定様式）の該当箇所にもご記入ください。
離婚予定で申込みをする方	「保育所入所（転所）についてひとり親としてみなして申し込み際の同意書」（所定様式）を提出ください。所定様式は、みたかきっすナビ（P48）から印刷してください。

1-7-2

入所決定後、追加書類の提出が必要な場合

申込時の状況により、就労の開始や追加書類の提出が入園の条件となる場合があります。
下記条件を満たせない場合や書類の提出がない場合、内定の取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。

また、保育を必要とする理由によって、保育の実施期間が**短期間**となることがあります。

申込時の状況	提出書類	提出期限	留意事項
育児休業中※	「復職証明書」（P55）	入園後1か月以内に 休業前と同じ条件で復職し、 復職後10日以内に提出	1か月以内に復職できない場合は、 内定が取り消されるか、入園した場合でも 入園した月の末日付で退園となります。
求職中	「就労証明書」（P52）	入園後3か月以内に 月48時間以上の就労を開始し、就労 開始後10日以内に提出	求職を理由に入園した場合、 保育の実施期間は3か月間です。 3か月以内に就労を開始できない場合は、 入園した翌々月の末日付で退園となります。
就職内定	「就労開始証明書」（P56）	入園した月の10日までに提出	提出がない場合には、 入園した月の末日付で退園となります。
出産 (産休を除く)	7 保育の必要性が確認できる書類	出産月の2か月後の末日の 14日前までに提出	出産を理由とする保育の実施期間は、 出産予定月と前後2か月(計5か月間)です。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。
傷病・介護・ 就学および災害	7 保育の必要性が確認できる書類	その理由の消滅した月の末日までに提出	傷病・介護・就学および災害を理由とする保育の実 施期間は、その理由の消滅した月の末日までで す。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。

※育児休業中の方はP.15の〈1.育児休業の取扱い〉を必ずご確認ください。

1. 育児休業の取扱い

〈入所条件〉

育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件（就労規則上の通常勤務日数・時間）で入所した月の翌月1日までに復職することが入所の条件です。自営業の方で育児に伴う休業を取得している場合も、休業前と同じ条件（日数・時間）での復職が必要です。申込みをしている児童以外のきょうだいの育児休業の場合も含まれます。

◎提出書類・提出期限

「復職証明書（所定様式 P55）」

復職日から10日以内に提出してください。

例 6月1日入所の場合⇒7月1日までに復職⇒7月10日までに提出

◎時間短縮制度について

会社の就業規則による時間短縮制度や日数短縮制度を利用している場合でも、月48時間以上での復職が必要です。

◎注意事項

復職証明書等の提出がない、復職していない、就労条件に変更があったことなどが判明した場合は、**原則退所**になります。**転職**の場合も内定取り消しや退所となることがありますので、必ず子ども育成課へ事前にご確認ください。

※入園後に下のお子様の育児休業を取得する場合は、P24「6.きょうだいの育児休業に関する取扱い」をご覧ください。

※入園後に新たに入所児の育児休業の取得はできません。

〈自営業の方の育児に伴う休業について〉

自営業の方が、お子さんの育児のため通常の就労時間や日数どおりに就労を行っていない期間を【育児に伴う休業】として取り扱います。（最長、出産日から2年間）

【育児に伴う休業】の期間は「就労証明書（P52）」の『8 産前・産後休業の取得、9 育児休業の取得』の欄に記載してください。

〈育児休業中の方の入所申請について〉

「保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】の『2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる』を選択している場合、調整点数にて減点されます。

◎希望の切り替え

年度内の選考で切り替えを行う場合、「育児休業中の方の入所申請変更届（P60）」を各月の入所に対する受付期間中に提出してください。

2. 多胎児（双子等）の選考について

多胎児の同時申請において、第1希望保育所における選考では同時入所に至らないことが判明した場合に、第2希望以下の保育所において同時入所できることが明らかな場合には、当該施設（同じ施設）に内定が出ます。

3. 施設の本園・分園の選択について

ケンパ井の頭の1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込みに関しては、**本園・分園を選択することはできません**。通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮したうえで園が決定し、園よりお知らせします。

⇒「3 保育施設・サービスの紹介」

4. 申込み後、家庭状況等に変更があった場合

選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**や**退所**となる場合があります。申込み後、家庭の状況に変更がある場合には、子ども育成課へ事前に相談の上、速やかに変更後の家庭の状況を確認できる書類を提出してください。※変更希望月の受付期間中（※表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

⇒「1-9-2 申込み中に家庭の状況が変わった場合」

〈これまでに入園内定の取消しや退所になった事例〉

- ・保護者が入園前に仕事を辞めてしまった。（転職の場合も内定取消しになる可能性があります。）
- ・育児休業中に保育園を申し込んだが、入園月の翌月1日までに復職できなかった。もしくは休業前と復職時で勤務条件（勤務時間・日数等）が変更になった。
- ・入園前に三鷹市民でなくなった。（選考時点で、三鷹市民でなくなったことを確認できた場合、選考対象外としています。）
- ・職業訓練施設に通っていたが、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始できなかった。

5. 申込み後の転職について

認可保育所等の入所申込み後、入所前までに就労先が変更となる場合には、前職の退職日と新しい職場での就労開始日の間が**1か月以上空いてしまうと、内定取消し**となることがあります。また、就労先の変更に伴い日数や時間に変更となる場合には、選考時と基準点数が変わり、**内定取消し**となることがあります。申込み後に就労先を変更される場合には、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。

6. 短時間保育専用施設の選考方法について

短時間保育専用施設（以下の5施設）は**第1希望優先選考**となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等選考よりも前に利用調整（選考）を行います。（選考結果は、保育園等と同時に通知します。）入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整（選考）を行います。※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。また、募集しているクラス年齢に希望者がいない場合、他のクラス年齢の希望者から内定者を決定することがあります。

＜対象施設＞「小野寺家庭保育室」「蒲生家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こもれび家庭的保育室イデオ」

7. 選考点数の開示について

三鷹市保育所入所選考点数は、当該申請者の請求により開示することができます。（順位付けは行っておりません。）ただし、他人の点数等については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

また、5月入所以降の選考で、申込み先の施設全てに空きがない場合は、選考会議（利用調整）が行われない為、入所選考点数がつきません。その場合も、点数を開示することはできません。

8. 4月入所申請中に、前年度申請での入所が決まった場合

令和7年4月入所申請を行っている方の中で、令和6年度（前年度）の毎月の申込みで入所が決まった場合は、令和7年度4月の申請は、**取下げ扱いとなります。**

ただし、入所するまでに、令和6年度末（令和7年3月末日）までの**退所手続き又は、内定辞退の手続きを事前にされた場合に限り**、令和7年4月入所の申請を有効とすることができます。

事前に退所手続きをした上での入所が条件となりますので、**4月の入所が決まらなかった場合も3月末日には退所していただくことになります。**

転園申込については、令和6年度（前年度）の毎月の申請で転園が決まった場合は、必ず転園していただき、令和7年度4月の申請は、**取下げ扱いとなります。**

ただし、令和6年度（前年度）の毎月の申請で決まった施設を除いた希望園（希望順位が低い施設も含みます。）であれば、転園をした上で、令和7年4月の更なる転園の申請を有効とすることができます。

●希望園を変更する場合（5月～翌年3月入所）

提出物	「保育所等入所申込変更届」（所定書式P58）
-----	------------------------

受付期間	前月の申込み期限翌日から変更希望月の前月の10日まで（郵送の場合は必着） （10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）※表紙を参照ください。
------	---

※ 変更希望の受付期間中に提出されれば、その月の選考会議から変更が有効となります。
締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

●申込みを取り下げる場合

（例）幼稚園に入園した等の理由で、保育園の入所申込みそのものを取り下げる場合
転園の意思がなくなったため、転園申込みを取り下げる場合

提出物	「保育所等入所申込取下届」（所定様式P59）
-----	------------------------

記入方法	タイトルの『申込取下』にチェックを入れ、『1 入所申込みを取り下げます。』に○をして該当年度を記入してください。
------	--

●内定を辞退する場合

提出物	「保育所等入所内定辞退届」（所定様式P59）
-----	------------------------

記入方法	タイトルの『内定辞退』にチェックを入れ、『2 入所の内定を辞退します。』に○をしてください。内定が出た月の記入も忘れずをお願いします。
------	---

※ 内定の辞退をただけでは、申込みの取下げにはなりません。

翌月以降も、同じ希望園で選考の対象となります。

希望園の変更や、申込みの取下げを行う場合には、上記のお手続きが別途必要です。

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。申込み中の方で、選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**となる場合があります。※変更希望月の受付期間中（※表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P51 ②P52	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P51 ②P52	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は 3か月間 です。	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式（国）を提出）	①P51	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P51 ②P52	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	①P56	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が記載されているもの、3か月以内に発行されたもの）、または特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P66）	①P51	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式）	①P51 ③P66	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要とする状況がわかるもの	①P51 ②P65 ③P66	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	①P51	
出産により世帯員が増えた場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	①P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P51 ②P52	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	復職証明書（所定様式）	①P55	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	①P51	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等の施設に預け始めた場合	児童在籍証明書（所定様式）または施設との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）	P57	対象の施設はP20（注4）をご確認ください。
預け先の施設を退所した場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	備考欄に退所した施設名と退所日を記載してください。

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

保育園等の入所希望者数が入所募集児童数を上回った場合は、入所選考（利用調整）会議を行います。入所選考（利用調整）会議では、期日までに提出された書類を確認し、「三鷹市保育所入所選考基準表」及び「調整点数表」に基づき選考点数を決定し、点数の高い方から入所を決定します。

三鷹市保育所入所選考基準表

選考 項目	類型	保護者の状況			
		細目		詳細	基準点数
1	就労	(1) 外勤 自営業	月間 20日以上 就労	ア 月間140時間以上の就労を常態	40
				イ 月間120時間以上140時間未満の就労を常態	38
				ウ 月間100時間以上120時間未満の就労を常態	36
				エ 月間80時間以上100時間未満の就労を常態	32
				オ 月間60時間以上80時間未満の就労を常態	28
				カ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	24
			月間 16日以上 20日未満 就労	キ 月間112時間以上の就労を常態	36
				ク 月間96時間以上112時間未満の就労を常態	34
				ケ 月間80時間以上96時間未満の就労を常態	32
				コ 月間64時間以上80時間未満の就労を常態	28
				サ 月間48時間以上64時間未満の就労を常態	24
				月間 16日未満 就労	シ 月間84時間以上の就労を常態
		ス 月間72時間以上84時間未満の就労を常態	30		
		セ 月間60時間以上72時間未満の就労を常態	28		
ソ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	24				
(2) 内職等	月間20日以上 就労	ア 月間140時間以上の就労を常態 イ 月間48時間以上140時間未満の就労を常態	28 24		
	月間20日未満 就労	ウ 月間48時間以上の就労を常態	22		
(3) 就労（その他）		ア 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22		
2	不存在		ア 母親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
			イ 父親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
3	出産・ 傷病・ 障がい者	(1) 出産	ア 出産前後（予定月を挟んで前後2か月、計5か月）を通じて、分娩休養のため保育にあたる ことができない状況にあり、かつ他に保育にあたることができる者を期待できない場合	28	
			イ 上記に掲げるもののほか、出産により明らかに保育に欠けると認められる場合	24	
		(2) 傷病	入院	ア おおむね1か月以上入院、又は入院を決定された場合	40
				イ 常時病臥	40
				ウ 隔離を必要とする感染性疾患又は精神性疾患（知的障がいを含む。）	40
				エ 特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券対象の難病により週1日以上 の通院を常態	36
				オ 週1日以上 の通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	32
				カ 定期通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	28
				キ 上記に掲げるもののほか、傷病により明らかに保育に欠けると認められる場合	22
		(3) 障がい者 （注1）	ア 身体障害者手帳1級・2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級該当者 又は愛の手帳1度・2度もしくは3度該当者	40	
			イ 身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は愛の手帳4度 該当者	32	
			ウ 上記以外の身体障害者手帳所持者	22	
4	介護・ 看護	(1) 同居の親族（注2,3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所 又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従事 している場合	40	
			イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	32	
			ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認め られる場合	24	
		(2) 同居の親族（注2,3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、 月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	32	
			イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保 育に欠けると認められる場合	24	
		(3) 別居の親族（注3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通 所又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従 事している場合	36	
			イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	28	
			ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認め られる場合	22	
		(4) 別居の親族（注3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、 月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	28	
			イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保 育に欠けると認められる場合	22	

選考 項目	類 型	保護者の状況		
		細目	詳細	基準点数
5		災害	災害によって自身の家屋等が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合	40
6		(1) 求職	現に求職のため日中外出の常態にある場合（自宅での求職活動も含む）	22
	(2) 就学等	技能習得	ア 職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設に通所するため、日中の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	40
		通学	イ 学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	32
		その他	ウ 上記に掲げるもののほか、通学等の態様から明らかに保育に欠けると認める場合（自宅での受講も含む）	22
7		その他	前各号に掲げるもののほか、地域の特殊性及び児童を取り巻く環境等特殊事情を考慮し市長が明らかに保育に欠けると認める場合	20~40

（注1）愛の手帳には、東京都を除く道府県で発行された療育手帳を含む。

（注2）同一敷地内を含む。

（注3）児童の親の三親等以内の親族に限る。

【補足】

1. 就労の方の選考点数

就労証明書の「6就労時間」の実働時間（雇用契約上の勤務日数・時間）を基に点数付けを行います。

2. 職業訓練施設

「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に規定する職業訓練を行う施設とします。

技能習得による基準点数（40点）で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退園になります。

調整点数表

適 用		調整項目	条 件	調整点数		
				新規申請	転園	移行
両親の基準点数を合算した点数に調整を加えるもの	保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、1～8を適用しない。	1	選考項目1～7により月間48時間以上、託児所又は施設等（注4）に当該児童を預けている場合 ただし、育児休業中の場合については対象外 市内認可保育園等（注5）は対象外	4	適用なし	
		2	当該児童のきょうだいが既に当該児童の申込み園に在園している場合 ただし、その在園児が転園申請をしている場合を除く。	4		
		3	申込児以外のきょうだいが同時申込中の場合	3		
		4	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5	適用なし	
		5	ひとり親家庭等で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～9		
		6	児童の虐待防止に寄与するために、特別の支援を必要とする世帯と認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5		
		7	選考項目2不存在に該当し、他に同居する親族（児童の親の3親等以内）がいない場合	5		
		8	その他市長が特殊な事情の発生を認める場合	1～30		
		9	保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	—21		

（注4）対象となる施設は市外認可保育園、認証保育所、その他の認可外保育所（企業主導型保育所を含む。）、幼稚園、一時預かり施設など、都道府県へ届け出を行っているものに限る。（三鷹市定期利用保育室は除く。）

個人に預けている場合（ベビーシッター等）も、都道府県へ届け出を行っているものに限る。

（注5）市内認可保育園等とは、市内の認可保育園・地域型保育施設及び認定こども園保育認定枠をいう。（一時保育を除く。）

合計点数（基準点数＋調整点数）が同点の場合は、以下のとおり入所の優先順位を決定します。

同一選考点数世帯間の優先順位

三鷹市保育の実施に関する取扱要領（抜粋）

優先段階	項 目
1	保育の実施基準点数の高い者
2	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許状を持ち、対象施設※1において幼児教育・保育に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
3	選考項目（類型・細目）の優先順位（①～⑨の順）の高い者 ※2 ①不存在 ②災害 ③傷病・障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥内職等 ⑦出産 ⑧就学等 ⑨求職
4	保護者が該当資格※3を持ち、三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設※4において介護または援助業務に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
5	前年度課税標準額（父母合算）の低い者

※1 対象施設：対象施設間の優先順位は下記①・②の順とする。

- ① 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育〈国制度〉・居宅訪問型保育）、地方単独保育施策（認証保育所、家庭的保育〈都制度〉等）、企業主導型保育事業、三鷹市定期利用保育室
- ② 認可幼稚園

※2 選考項目（類型・細目）間の優先順位は、父母両方の細目で総合的に判断するものとする。

※3 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士

※4 三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設：

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護（デイケア、デイサービス）、共同生活介護（グループホーム）等介護サービスを行っている事業所、三鷹市障がい者のためのしおりに掲載されている指定特定相談支援事業所、通所施設、移動支援、日中一時支援、グループホーム、施設入所支援、短期入所

①選考点数の決定（選考基準表に基づき、選考点数を決定します。）

例：父母ともに「月に20日・140時間以上」の就労。きょうだいを同時に申請。

	①基準点数（P19～P20）	②調整点数（P20）	選考点数（①+②）
父	1就労-（1）-ア 40点	3 きょうだい同時申請 3点	83点 ※選考項目（P21）は 父：④就労 母：④就労
母	1就労-（1）-ア 40点		

②内定者の決定

- ・内定者の決定は園ごとに行います。（申請書に記入した希望園の選考に入ります。）
- ・希望順位に関係なく、選考点数の高い方が内定します。※
- ・複数の園に内定した場合、申込書に記入した希望順位が上位の園に内定します。（希望順位は選考結果に影響しませんので、行きたい順に記入してください。※）
- ・選考点数が同点の場合、「同一選考点数世帯間の優先順位（P21）」に基づき、内定者を決定します。

※・・・第1希望優先選考園を除く。

＜第1希望優先選考園＞

⇒P16「6.短時間保育専用施設の選考方法について」

「小野寺家庭保育室」「蒲生家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こもれび家庭的保育室イデオ」

2

認可保育施設を利用するにあたって

入所が決定した方や既に認可保育所等に在園中の方に向けて、
入所後の手続きや利用者負担額について、説明します。

1. 退所する場合

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P61）」

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：退所する月の末日（厳守）

※空いた枠に他の方が入所できるように、退所確定後は速やかに書類の提出をお願いします。

※原則、退所日は月末日となります。

※退所する月の末日までに「保育所等退所届」を提出しなかった場合は、翌月の利用者負担額（保育料）の納入義務が生じます。

2. 三鷹市から転出後も、引き続き三鷹市の保育園に通う場合

以下(1)及び(2)の手続きが必要です。また、2歳児クラスまでの保育園等に継続通園する場合、3歳児クラスへの移行はできません。

(1) 三鷹市での手続き（三鷹市民としての退所連絡）

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P61）」

※必ず「退所する理由」の欄で、『継続通園』にマルをつけてください。

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：転出前まで

(2) 転出先自治体での手続き（転出先自治体の住民としての継続入所申込み）

提出書類
提出先
提出期限

転出先自治体にご確認ください。

3. 休園の取扱い

休園を希望される方は、必ず事前に利用者負担額（保育料）保育園等に相談してください。

1日も通園しない月が3か月続いた場合は、保育の必要がないものとみなし、退園となります。

なお、休園期間も利用者負担額（保育料）は発生します。ただし、保育園に在園している児童や保護者が傷病のため、やむを得ず1か月以上休園する等の場合は申請により利用者負担額（保育料）及び給食費を免除します。申請方法は子ども育成課へご確認ください。

参考事例	7月		8月	9月	10月	
	7/1～10	7/11～31	8/1～31	9/1～30	10/1～20	10/21～
事例①	登園	休園	休園	休園	休園	登園
事例②	休園	休園	休園	休園	休園	登園

→ 事例①…7月と10月にそれぞれ登園しているため、退園にはならない。（休園可）

→ 事例②…7月から9月にかけて3か月連続で休んでいるため、退園になる。（休園不可）

4. 翌年度の継続入所意思及び「保育を必要とする事由」の確認について

保育園等は家庭で保育ができない児童をお預かりする施設のため、入園後も「保育を必要とする事由」の継続が必要です。

そのため、市では、翌年度の継続入所の意思確認と併せて、年に一度、「保育を必要とする事由」の確認を行っています。確認の時期になりましたら、施設経由で案内書類を配付しますので、「家庭状況確認書」及び「父母の保育を必要とする事由の証明書類」を提出してください。

なお、書類の提出がない場合や「保育を必要とする事由」がない場合は、退園となります。

5. 乳児園（2歳児クラスまでの施設）からの移行について

2歳児クラスまでの認可保育園や、地域型保育施設に入園した場合は、3歳児クラスに進級する際に、5歳児クラスまである保育園等へ移行となります。

2歳児クラス在園中に移行先の希望調査を行い、移行先を決定します。

《移行対象となる方》

- ① 三鷹市民（住民登録地が三鷹市であり、翌年度も引き続き三鷹市民であること。）

※移行先の決定後でも、移行先の園に入園する前に三鷹市外に転出した場合は、内定取消しになります。

- ② 2歳児クラス在園年度の7月に在園していること。

《注意点》

- ・次年度4月入所の受付前に移行希望調査を行い、移行のための選考（利用調整）を行います。
⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」
- ・第2希望園以降の保育園に決まることもあります。
- ・移行可能な保育園は毎年変わります。（ご希望の園に移行先として募集がない場合もあります。）
（移行可能枠は原則、2歳児クラスと3歳児クラスの定員に差がある園において、次年度4月入園の人数や、障がい児・医療的ケア児の受け入れ人数等と調整を行い決定します。また、次年度に新設される園は移行先として希望できません。）
- ・移行先の園に内定が出た後、次年度の4月入所受付にて3歳児クラスの転園申込みをすることも可能です。ただし、4月入所は「転園」の取り扱いとなるため、内定を辞退することはできません。

6. きょうだいの育児休業に関する取扱い

上の子の入園後に、下の子の育児休業を取得する場合

育児休業の終了する日の属する月の末日までの期間は、継続入所が可能です。この場合、育児休業を取得する際に「就労証明書（育児休業取得期間の明記があるもの）」（所定様式（国）P52）を提出してください。ただし、育児休業期間中は原則「保育短時間」の認定となります。なお、育児休業が終了し復職した際には復職後10日以内に『復職証明書（P55）』を提出する必要があります。

※自営業の方の育児に伴う休業も上記取扱いに準じます。

※入園時点で育児休業を取得している場合は、P15「1.育児休業の取り扱い」を参照。

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。在園中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退園になります。また、書類の提出がなく、あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退園となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P51 ②P52	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P51 ②P52	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は 3か月間 です。	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式を提出）	①P51	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P51 ②P52	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労(予定)証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	①P56	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあてられない状況と通院頻度が記載されているもの、3か月以内に発行されたもの）または特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P66）	①P51	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式）	①P51 ③P66	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要とする状況がわかるもの	①P51 ②P65 ③P66	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	①P51	
出産により世帯員が増加した場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P51 ②P52	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	①P55	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	①P51	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P51	
住所の変更	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P51	三鷹市外へ転出する方はP23をご確認ください。

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

2-3-1

利用者負担額(保育料)

- 1 利用者負担額(保育料)がかかるのは、0～2歳児クラスの第1子のみです。

クラス年齢	区分	利用者負担額
0～2歳児 クラス	きょうだいのうち 最も年齢が高い子ども(第1子)	別表1「利用者負担額基準額表」のとおり
	上記以外の子ども(第2子以降)	無償(0円)
3～5歳児 クラス		無償(0円) ただし、給食費6,000円を別途徴収

※ 三鷹市外に住民票を有しているきょうだいがいる場合は、必ず子ども育成課へご連絡ください。

※ 上の子が認可保育園に在園していなくても、人数にカウントします(年齢制限なし)。

※ 公立園と私立園で利用者負担額(保育料)に違いはありません。

- 2 利用者負担額は、それぞれの世帯の市民税額により決定します。
ただし、利用者負担額を決める際の市民税額は、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税控除等の税額控除前の税額です。
 また、父母の市民税が非課税の場合には、父母以外の同居人の市民税額を合算して決定します。
令和7年4月～8月分の利用者負担額(保育料)は、令和6年度の課税額で算定します。
令和7年9月～令和8年3月分の利用者負担額(保育料)は、令和7年度の課税額で算定します。
- 3 認可保育園の利用者負担額(保育料)は、原則として市へ口座振替(自動払込)にて納入ください。
 手続方法等に関しては、内定後の入園説明会等でご案内します。
 なお、認定こども園及び地域型保育施設は施設に納入します。納入方法は施設に確認してください。
- 4 事情により登園しない場合でも、退所手続をしない場合は、利用者負担額(保育料)がかかります。
 なお、休園の取り扱いについては、P23をご確認ください。
- 5 利用者負担額(保育料)は、必ず期日までにお支払いください。
 未納の状況が続く場合には、「三鷹市保育所等利用者負担額の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則」に基づき、差押え等の滞納処分を行います。

2-3-2

利用者負担額(保育料)以外の費用について

<給食費について>

0～2歳児クラスは、利用者負担額に含まれているため、給食費はかかりません。

3～5歳児クラスは、月6,000円を給食費として徴収しています。

なお、年収約360万円未満世帯(当該年度分の区市町村民税の額が62,900円未満(ひとり親世帯等は、当該額が77,101円未満))及び第3子以降(認可保育園等に在籍する子どものみのカウント)は、給食費はかかりません。入園後に「給食費免除のお知らせ」を送付します。

<延長保育について>

延長保育を利用する場合、通常の利用者負担額のほかに延長保育料が発生します。

対象年齢や保育時間、利用料金等は施設により異なるため、詳細は施設にお問い合わせください。

<その他の費用について>

写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。

項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問い合わせください。

【別表1】利用者負担額基準額表

※ クラス年齢（0歳児、1・2歳児）は、4月1日時点の年齢が基準になります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				基準額（単位：円/月）			
				0歳児クラス		1・2歳児クラス	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は里親			0円	0円	0円	0円
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	0円
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみの方			2,500円	2,400円	2,400円	2,300円
D階層	当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯のうち、調整後	第1階層	47,700円未満の方	5,700円	5,600円	5,500円	5,400円
		第2階層	47,700円以上 55,700円未満	8,000円	7,800円	7,600円	7,400円
		第3階層	55,700円以上 62,900円未満	10,900円 (9,000円)	10,700円 (9,000円)	10,400円 (9,000円)	10,200円 (9,000円)
		第4階層	62,900円以上 78,500円未満	14,400円 (9,000円)	14,100円 (9,000円)	13,800円 (9,000円)	13,500円 (9,000円)
		第5階層	78,500円以上 96,500円未満	18,400円	18,000円	17,600円	17,300円
		第6階層	96,500円以上 114,500円未満	21,900円	21,500円	20,900円	20,500円
		第7階層	114,500円以上 137,300円未満	25,500円	25,000円	24,400円	23,900円
		第8階層	137,300円以上 160,100円未満	28,900円	28,400円	27,600円	27,100円
		第9階層	160,100円以上 174,200円未満	33,000円	32,400円	31,400円	30,800円
		第10階層	174,200円以上 232,100円未満	37,500円	36,800円	35,600円	34,900円
		第11階層	232,100円以上 274,100円未満	42,000円	41,200円	39,900円	39,200円
E階層	当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯のうち、調整後	第1階層	274,100円以上 299,900円未満	46,700円	45,900円	44,300円	43,500円
		第2階層	299,900円以上 329,300円未満	50,100円	49,200円	47,200円	46,300円
		第3階層	329,300円以上 361,700円未満	53,000円	52,000円	49,700円	48,800円
		第4階層	361,700円以上 394,700円未満	55,700円	54,700円	52,200円	51,300円
		第5階層	394,700円以上 428,300円未満	58,500円	57,500円	54,600円	53,600円
		第6階層	428,300円以上 464,600円未満	61,300円	60,200円	57,000円	56,000円
		第7階層	464,600円以上 498,500円未満	63,600円	62,500円	59,100円	58,000円
		第8階層	498,500円以上 534,500円未満	66,100円	64,900円	61,300円	60,200円
		第9階層	534,500円以上 571,400円未満	68,900円	67,700円	63,800円	62,700円
		第10階層	571,400円以上 611,000円未満	71,600円	70,300円	66,100円	64,900円
		第11階層	611,000円以上 666,000円未満	74,100円	72,800円	68,400円	67,200円
		第12階層	666,000円以上 736,000円未満	74,700円	73,400円	68,700円	67,500円
		第13階層	736,000円以上 826,000円未満	75,200円	73,900円	69,000円	67,800円
		第14階層	826,000円以上 926,000円未満	75,600円	74,300円	69,300円	68,100円
		第15階層	926,000円以上の世帯	76,000円	74,700円	69,600円	68,400円

年度途中で3歳になった（3号認定から2号認定に変わった）場合でも、その年度中は無償化の対象にはなりません。

※ この表のD階層のうち、ひとり親世帯等であって、調整後区市町村民税所得割額が77,101円未満の方の第3・第4階層の方については、該当する階層の（ ）内に掲げる基準額を適用します。

※ 区市町村民税課税額が証明できない場合、E階層の方の第15階層で決定します。

- 1 別表2に該当する事情等により支払いが困難になったときは、申請により減額、免除される場合があります。
- 2 手続方法については、子ども育成課までお問い合わせください。減免の可否は、申請後審査のうえ決定します。
- 3 毎月15日までに届いた申請書は当月分より適用、毎月16日以降に届いた申請書は翌月分より適用とします。

【別表2】利用者負担額減免基準表

適用条件	適用される額
地方税法（昭和25年法律第226号）第15条又は課税団体の条例において前年度分又は当該年度分の区市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期された場合	3階層低位に適用する基準額 （ただし、B階層を限度とし、その事情のやむまでとする。）
稼働者が倒産、解雇等により退職し、無収入となった場合 （自己都合退職等は含まない。）	当該年度分の区市町村民税所得割額から退職者の当該年度分の区市町村民税所得割額を減じた額に対応する階層に適用される基準額（ただし、その事情のやむまでとする。）
その世帯の前3か月の平均収入月額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められる場合（ただし、毎月決まった金額の給与が支払われている場合に限る。）	1階層低位に適用する基準額
前3号に掲げるもののほか、経済的理由等により利用者負担額を納めることが困難であると市長が認める場合	市長が認める基準額又は免除

※ 別表2の経済的理由等により利用者負担額を納めることが困難であると市長が認める場合とは、以下の場合などです。

入園児と同一世帯内に次のいずれかに該当する者がいる場合 （1） 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める等級が1級又は2級に該当する者 （2） 東京都愛の手帳交付要綱別表第1から第4までに定める程度が1度、2度又は3度に該当する者	1階層低位の基準額を適用
--	--------------

3

保育施設・サービスの紹介

三鷹市内の保育施設やサービス、補助金等について
紹介します。

《MEMO》

3

保育施設・サービスの紹介

施設の種類	認可施設 P33～	認可外施設・その他預かりサービスP39～
	・認可保育所(公立・私立) ・認定こども園 ・地域型保育施設 └ 小規模保育施設 └ 家庭的保育施設	・東京都認証保育所 ・企業主導型保育施設 ・認可外保育園 ・一時預かり事業 ・ベビーシッター など
申込先と 選考方法	市へ申込みを行い、市が 入所選考 を行います。P6～ 三鷹台幼稚園（保育認定枠）は施設に直接申し込みます。	施設に直接申込みを行います。
利用料	市が決定し、各施設または 市が徴収します。P26～	各施設が決定・徴収を 行います。
保育の 必要性の認定	必要	原則不要 『幼児教育・保育の無償化』『認可外保育施設利用助成金』の請求をする場合や施設に認定証の提出を求められる場合は必要となります。

3-1

認可施設の種類

..... 33～34

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》 35～38

3-2

認可外施設や補助金等について

- ・東京都認証保育所 39
- ・企業主導型保育施設 40
- ・ベビーシッター利用支援事業（連携型）について 41
- ・定期利用保育室について 42
- ・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業 43
- ・市内一時預かり施設の紹介 44
- ・市内親子ひろばの紹介 45

＜共通事項＞

保育施設は、保護者の就労や傷病等により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。希望する保育園等の申込み児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入園する児童を公正な方法で選考します。

保育時間	1日8時間（例 8:30～16:30） ・ 就労時間等に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の利用が可能（短時間保育専用施設は8時間）
利用者負担額	市民税額に応じて、三鷹市が決定し通知（P26～）
延長保育	就労時間等を考慮したうえで実施（実施のない園もあり。） ・ 対象年齢や延長時間は各園によって異なる。 ・ 別途、延長保育利用料の負担あり。
休園日	日曜、国民の祝日及び12月29日～1月3日 ・ 幼稚園型認定こども園は、土曜休園の場合あり。

※ 詳細は施設によって異なるため、各園にお問い合わせください。

1. 認可保育園（保育所）

保育園（保育所）は、国が定めた基準を満たし、都の認可を受けた児童福祉法に定める福祉施設です。三鷹市には以下の4種類の保育園があり、各園によって保育理念や年間行事等はさまざまです。利用者負担額（保育料）の納入先は三鷹市となります。

1 私立保育園

社会福祉法人やNPO法人、株式会社等が設置・運営する保育園です。

2 公私連携型保育園

三鷹市と協定を結んだ社会福祉法人や株式会社が設置・運営する保育園です。

3 公立保育園

三鷹市が設置・運営する保育園です。

2. 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援（一時保育や子育て相談など）も行う施設の総称です。受入れ年齢は、施設によりさまざまです。

1号認定子どもも2号認定子どもも、共通利用時間（例 9:00～14:00）は一緒に過ごします。利用者負担額（保育料）の納入先は各施設となります。

1 保育所型認定こども園

認可保育園をベースとし、保育が必要な子ども以外も受け入れる施設です。

2 幼稚園型認定こども園

幼稚園が主体となって、保育にも対応している施設です。

幼稚園がベースのため、土曜休園等、他保育所等と取扱いが異なることがあります。（P12）

3. 地域型保育施設

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下の0～2歳児を保育する施設で、市内には家庭的保育、小規模保育の2類型があり、**三鷹市民専用**です。（ただし、入園後に市外へ転出した場合は、継続して通園できます。P23参照）利用者負担額（保育料）の納入先は各施設となります。

1 家庭的保育施設

0～2歳児を対象とした定員3人以上5人以下の施設で、異年齢保育が特長です。

保育士や教員等の資格をもつ家庭的保育者が保育します。

家庭的保育者の自宅・その他の場所で、個人・法人により運営されています。

市内に5か所ある家庭的保育施設はすべて短時間保育（8時間）専用の施設です。

また、第1希望優先選考（P16参照）が適用され、入所すると保育標準時間認定児であっても、短時間認定に変更となります。

→利用者負担額も短時間の基準額表が適用となります。（P27参照）

→8時間を超える部分については、延長保育料が別途必要です。

2 小規模保育施設

0～2歳児を対象とした定員6人以上19人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、認可保育所に近い類型です。三鷹市にはA型の施設が1園あります。

A型：保育士の人員配置基準のうち、全て保育士有資格者の施設です。

B型：保育士の人員配置基準のうち、5割以上が保育士有資格者の施設です。

認可保育園・地域型
保育施設MAPの番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
私立												
21	井の頭保育園	井の頭3-16-31	43-7916	S25.5.1	0～5	6	10	14	18	18	18	84
28	第二小羊チャイルドセンター	北野3-10-14(本園) 北野2- 6- 23(分園)	43-9754	S47.3.1	0～5	6 本園	15 本園	20 本園	20 本園	20 分園	23 分園	104
35	椎の実子供の家	大沢4-8-8	32-4103	S48.4.1	0～5	9	18	20	20	20	20	107
10	あかね保育園	下連雀7-6-18	49-2671	S51.4.1	0～5	6	10	12	12	12	12	64
22	みたか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8(本園) 牟礼4-9-25(分園)	45-4558(本園) 26-7800(分園)	S57.4.1	0～5	9 本園	12本園 6分園	12本園 8分園	25 分園	25 分園	25 分園	122
29	みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	S60.4.1	0～5	9	12	12	12	12	12	69
11	弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	49-8893	H20.4.1	0～5	8	8	10	14	14	14	68
30	まなびの森保育園三鷹新川 (旧 まなびの森保育園三鷹)	新川6-5-15	76-0708	H23.4.1	0～5	6	12	14	13	12	12	69
12	第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	44-4103	H24.4.1	0～5	9	17	22	24	24	24	120
13	にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	26-5684	H24.4.1	0～5	6	12	12	13	13	13	69
23	ケンパ井の頭	井の頭1-14-5(本園) 井の頭1-31-22(分園)	70-0960(本園) 70-7530(分園)	H24.4.1	0～5	9 分園	8本園 7分園	15 本園	15 本園	15 本園	15 本園	84
36	京進のほいくえんHOPPAたかの子	井口1-10-19	34-7200	H26.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
14	ポピンズナーサリースクール三鷹南	下連雀4-16-16	70-1620	H26.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
15	まなびの森 三鷹もりのこ保育園 (旧 三鷹もりのこ保育園)	上連雀2-16-1	43-1195	H26.4.1	0～5	6	12	13	13	13	13	70
31	にじいろ保育園三鷹新川	新川6-33-15	26-7402	H27.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
17	にじいろ保育園三鷹牟礼	牟礼1-14-27	24-6618	H28.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
18	牟礼の森トキ保育園	牟礼4-2-23(本園) 牟礼4-2-19(分園)	24-9233(本園) 46-6977(分園)	H28.4.1	0～5	9 本園	20 本園	12本園 12分園	25 分園	25 分園	25 分園	128
37	三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	30-5923	H29.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
38	グローバルキッズ三鷹園	下連雀3-6-21	71-5155	H29.4.1	0～5	9	15	18	19	19	19	99
39	三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	30-9098	H30.4.1	0～5	6	10	18	20	20	20	94
40	キッズガーデン三鷹上連雀	上連雀6-27-4	29-8020	H30.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
41	Gakkenほいくえん 三鷹	上連雀1-5-12	54-2261	H31.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
42	みたいぐコスモ保育園	井口1-9-19	31-3131	H31.4.1	0～5	6	18	19	19	19	19	100
43	三鷹新川雲母保育園	新川3-6-6	70-1108	H31.4.1	0～5	3	10	11	12	12	13	61
44	ソラストみたか台保育園	牟礼5-6-7	76-6070	H31.4.1	0～5	6	10	12	15	15	15	73
45	HOPPA北野けやきの里	北野4-8-25	03-6279-5058	R2.4.1	0～5	6	14	15	15	15	18	83
46	ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	29-9575	R2.4.1	0～5	6	10	11	11	11	11	60
47	みたかこころ保育園	牟礼6-2-1	26-9022	R2.4.1	0～5	12	12	12	14	15	15	80
48	うれしい保育園三鷹中原	中原3-2-1	76-8821	R3.4.1	0～5	6	11	11	11	11	11	61
49	ときむれのこ保育園	牟礼4-3-14	26-7730	R4.4.1	0～2	6	18	18				42
50	ペガサス保育園三鷹駅前	下連雀3-34-15-201	72-8545	R5.4.1	1～5		9	9	10	10	10	48
51	アイム保育園	上連雀2-8-20 1F	76-2676	R5.8.1	1～5		5	5	5	5	5	25

みたかきつずナビ(QR)にて、園のHPや施設の場所を確認できます。



《 注意点 》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P11参照)

※延長保育は通常の保育料の他に延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。
 なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決まっており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

基本保育時間	保育短時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
		延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
私立 ※私立園の延長保育については、令和6年9月時点の状況です。各施設に直接お問い合わせください。							
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人井の頭会		井の頭保育園	21
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人こひつじ会		第二小羊チャイルドセンター	28
7:30～18:30	9:00～16:00	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会		椎の実子供の家	35
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人あかね保育の会		あかね保育園	10
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会	本園・分園について 注意点の欄参照	みたか小鳥の森保育園	22
7:00～18:00	9:00～16:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人新川中原保育会		みたかつくしんぼ保育園	29
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人東京弘済園		弘済保育所(おひさま保育園)	11
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		まなびの森保育園三鷹新川 (旧 まなびの森保育園三鷹)	30
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会		第二椎の実子供の家	12
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹下連雀	13
7:30～18:30	8:00～16:00	18:31～20:30	1歳児クラス～	特定非営利活動法人 ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	本園・分園について 注意点の欄参照	ケンパ井の頭	23
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	株式会社HOPPA三鷹		京進のほいくえんHOPPAたかの子	36
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール三鷹南	14
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹もりのこ保育園 (旧 三鷹もりのこ保育園)	15
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹新川	31
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹牟礼	17
7:30～18:30	8:30～16:00	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	本園・分園について 注意点の欄参照	牟礼の森トキ保育園	18
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人どろんこ会		三鷹どろんこ保育園	37
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社グローバルキッズ		グローバルキッズ三鷹園	38
7:00～18:00	8:00～16:00	18:01～20:00	満1歳～	社会福祉法人ちしろの森		三鷹ちしろの木保育園	39
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	0歳児クラス～	株式会社Kids Smile Project		キッズガーデン三鷹上連雀	40
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	1歳児クラス～	株式会社学研コソファン・ナーサリー		Gakkenほいくえん 三鷹	41
7:15～18:15	8:30～16:30	18:16～19:30	満1歳～	株式会社コスモズ		みたいぐコスモ保育園	42
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社 モード・プランニング・ジャパン		三鷹新川雲母保育園	43
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ソラスト		ソラストみたか台保育園	44
7:30～18:30	8:30～16:00	18:31～19:30	0歳児クラス～	ビーフェア株式会社		HOPPA北野けやきの里	45
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール 三鷹下連雀	46
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人こころ福祉会		みたかこころ保育園	47
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ケア21		うれしい保育園三鷹中原	48
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社		ときむれのご保育園	49
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～19:30	1歳児クラス～	エンゼル株式会社		ペガサス保育園三鷹駅前	50
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～20:30	1歳児クラス～	株式会社aim		アイム保育園	51

《選考に関する注意点》

○ ケンパ井の頭・みたか小鳥の森保育園・牟礼の森トキ保育園の本園・分園について
 ケンパ井の頭1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込みに際しては、本園、分園を選択することは出来ません。
 通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮した上で園が決定し、園よりお知らせします。

令和7年4月1日時点(令和6年9月時点での予定)

認可保育園・地域型保
育施設MAPの番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公私連携型												
34	三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	39-7030	S47.6.1	0～5	9	10	12	22	24	24	101
7	三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 2F	79-5441	H14.4.1	0～2	7	13	15				35
8	認定こども園 三鷹ちどりこども園	上連雀4-12-26	72-9220	H19.4.1	1～5		5	8	15	15	15	58
19	三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	40-0600	H28.4.1	0～5	12	20	24	25	25	25	131
9	三鷹南浦西保育園	下連雀7-2-1	40-7551	S44.6.1	1～5		20	24	24	24	24	116
26	ベネッセ 三鷹東台保育園 (旧 東台保育園)	中原2-17-39	79-7728	H13.4.1	0～5	9	12	12	12	12	12	69
16	まなびの森 三鷹牟礼保育園 (旧 牟礼保育園)	牟礼7-4-52	76-0883	S43.7.1	0～5	6	13	14	18	19	20	90
33	ベネッセ 三鷹大沢台保育園 (旧 大沢台保育園)	大沢2-2-52	39-3177	H18.4.1	0～5	6	9	11	12	12	12	62
27	まなびの森 三鷹こじか保育園 (旧 こじか保育園)	新川6-7-8	71-2211	H20.4.1	1～5		14	14	14	14	14	70
公立(公設公営)												
1	中央保育園	上連雀6-11-16	40-7540	S31.8.1	0～5	12	20	24	28	28	28	140
2	南浦東保育園	下連雀6-12-1	40-7166	S51.5.1	0～5	9	12	12	22	22	25	102
3	あけぼの保育園	上連雀4-11-21	40-7555	S38.8.1	0～5	6	12	12	20	20	20	90
24	新川保育園	新川5-7-2	40-7553	S38.9.1	0～5	9	15	18	22	25	25	114
4	山中保育園	上連雀7-19-1-100	40-7542	S49.8.20	0～2	9	22	24				55
25	中原保育園	中原4-35-4-101	40-7170	S51.4.1	1～5		15	22	25	25	25	112
5	下連雀保育園	下連雀4-19-4	40-7160	S52.4.1	0～5	9	10	12	24	25	25	105
6	上連雀保育園	上連雀5-1-27	40-7168	S53.5.25	1～5		15	18	22	22	22	99
32	野崎保育園	野崎3-12-11	39-7050	S55.8.1	0～5	9	12	12	22	25	25	105
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設												
b	ぴかぴか保育園 【A型】	下連雀3-4-20-101	70-1192	H27.4.1	0～2	3	8	8				19
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設												
c	小野寺家庭保育室 (令和9年3月末閉園予定)	新川1-14-11	090-4410-4429	H12.5.1	0～2	計 5						5
a	蒲生家庭保育室 (令和8年3月末閉園予定)	上連雀3-13-4	76-5776	H22.9.29	0～2	計 4						4
d	こもれび家庭的保育室もこもこ	新川4-25-14-105	24-6435	H24.6.1	0～2	計 5						5
f	家庭的保育室いずみ保育園	大沢3-5-4	26-4814	H28.4.1	0～2	計 5						5
e	こもれび家庭的保育室イデオ	新川1-15-1	24-7187	H26.7.1	0～2	計 5						5

みたかきつナビ(QR)にて、園のHPや施設の場所を確認できます。



《 注意点 》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P11参照)
- ことぶき保育園は令和6年3月末で閉園予定です。
- 公立(公設民営)である4園(東台保育園・牟礼保育園・大沢台保育園・こじか保育園)については、令和7年4月から公私連携型となる予定です。保育園名は現時点での予定です。

※延長保育は通常の保育料の他に延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。
 なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。							
基本保育時間	保育短時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
		延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団		三鷹西野保育園	34
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～22:00 ※令和7年度より 短縮予定あり	0歳児クラス～			三鷹駅前保育園	7
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～		保育所型認定こども園	認定こども園 三鷹ちどりこども園	8
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			三鷹赤とんぼ保育園	19
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			三鷹南浦西保育園	9
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 東台保育園 (旧 東台保育園)	26
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹牟礼保育園 (旧 牟礼保育園)	16
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 大沢台保育園 (旧 大沢台保育園)	33
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	1歳児クラス～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹こじか保育園 (旧 こじか保育園)	27
公立(公設公営)							
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	三鷹市		中央保育園	1
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			南浦東保育園	2
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			あけぼの保育園	3
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			新川保育園	24
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			山中保育園	4
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			中原保育園	25
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	1歳児クラス～			下連雀保育園	5
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			上連雀保育園	6
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			野崎保育園	32
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設							
7:30～18:30	9:00～16:00	18:31～19:30	1歳児クラス～	株式会社Cozy Village		ぴかぴか保育園 【A型】	b
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設							
8:30～17:30	応相談(最長19時まで)		小野寺 朱美	短時間保育専用施設 (第一希望優先選考園)	小野寺家庭保育室	c	
8:30～17:30	応相談(最長18時まで)		蒲生 朋子		蒲生家庭保育室	a	
8:30～17:30	応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあいみたか たすけあいワーカーズこもれび		こもれび家庭的保育室こもこ	d	
9:00～17:00	応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人 オアシスの会		家庭的保育室いずみ保育園	f	
8:30～17:30	応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあいみたか たすけあいワーカーズこもれび		こもれび家庭的保育室イデオ	e	

○ 短時間保育専用施設の選考方法について(P16参照)

・短時間保育専用施設は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等の選考よりも前に利用調整(選考)を行います。
 (選考結果は、保育園等と同時に通知します。)

・入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整(選考)を行います。
 ※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

東京都認証保育所

東京都認証保育所は、都民の多様化する保育ニーズに対応するための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された民間の保育施設です。

1 三鷹市内の施設一覧（令和6年9月現在）

	施設名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3～
1	みたか中央通り保育室	下連雀 3-31-2	40-0031	6	10	10	-
2	三鷹プチ・クレイシュ	下連雀 3-34-22	49-5818	3	9	9	19
3	あきやま保育室	下連雀 3-45-16	26-9270	8	8	8	24
4	HOPPA こども愛々保育園三鷹	下連雀 3-34-13	71-5030	6	8	10	-
5	エトワール保育園三鷹駅前	下連雀 2-24-3	70-2622	7	15	9	9
6	さくらんぼ保育室	下連雀 7-1-26	44-4880	8	8	8	-
7	ポピンズナーサリースクール三鷹	新川 4-11-17	24-2151	6	9	6	3
8	保育園トキ三鷹駅前園	下連雀 3-22-10	24-7175	8	13	12	7
9	春ひな保育園	下連雀 5-5-1	45-2202	6	6	8	-
10	三鷹すみれ保育園	下連雀 3-16-16	26-5691	6	12	12	5

※ 市外の認証保育所については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各施設へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、認証保育所に通う保護者に対し、以下の補助を行っています。詳しくは、子ども育成課保育施設係（0422-29-9672）にお問い合わせいただくか三鷹市ホームページをご確認ください。

(1) 施設等利用費（幼児教育・保育の無償化）

※ 利用初日までに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

ア 0～2歳児クラスの非課税世帯 月額 42,000 円（上限）

イ 3～5歳児クラス 月額 37,000 円（上限）



(2) 認可外保育施設利用助成金

※ 入園後、利用する年度末の別途指定する日までに申請をする必要があります。

ア 0～2歳児クラス 月額 5,000 円～67,000 円（所得により決定）

イ 3～5歳児クラス 月額 20,000 円（上限）



企業主導型保育施設

多様な働き方に対応する保育サービスを提供するため、企業が国の助成を受けて、主として従業員のために設置した保育施設ですが、地域枠として従業員以外のお子さんの受入れもしています。

1 三鷹市内の施設一覧（令和6年9月現在）

	施設名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3～
1	ten kids 三鷹台園	井の頭 2-7-9 2F	29-9755	6	7	6	-
2	ふぁみりあ保育園	中原 4-34-22	24-8035	3	4	4	-
3	さくら保育園	下連雀 3-20-9 1F	77-7775	6	12	10	-
4	ひばりの保育 仙川のいえ	北野 4-8-40	03-6279-6185	5	6	7	-
5	ぴかぴか保育園 みたか駅	上連雀 1-1-5 1F	38-7189	4	7	7	-
6	オハナレア吉祥寺園	新川 6-3-10 1F	90-3905	4	6	5	-
7	保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園	下連雀 4-17-12 2F	24-9050	3	5	7	-
8	まどみ保育園三鷹	上連雀 1-1-3 1F	38-8017	5	7	6	-
9	三鷹げんきグローバル保育園	大沢 4-10-5	30-5873	5	7	10	9
10	みたかだいナーサリー	井の頭 2-13-21	43-7953	-	9	9	-
11	キッズナーサリー三鷹の森園	下連雀 2-13-2 1F	26-6639	3	11	11	-

※ 市外の企業主導型保育施設については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各施設へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、企業主導型に通う保護者に対し、以下の補助を行っています。詳しくは、子ども育成課保育施設係（0422-29-9672）にお問い合わせいただくか三鷹市ホームページをご確認ください。

・ 認可外保育施設利用助成金

※ 入園後、利用する年度末の別途指定する日までに申請をする必要があります。

0～2歳児クラスの課税世帯のみ 月額 5,000 円～37,000 円（所得により決定）



ベビーシッター利用支援事業（連携型）について

対象となる児童が保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認可を受けたベビーシッター事業者を 1 時間 150 円（税込。入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等は対象外。）で利用できる事業を実施しています。



1 対象者

- (1) 保育所等の 0 歳児から 5 歳児クラスへの入所申込みをして待機児童となっている保護者
- (2) 保育園等の 0 歳児クラスに入所申込みをせず、1 年間育児休業を満了した後に復職する保護者（翌年度 4 月からの保育所等入所申込みが必要です。）
- (3) 午後 10 時以降に定期的な就労があるため、保育を必要とする保護者

2 利用までの流れ

(1) 書類の提出

子ども育成課の窓口もしくは電話にて事業の説明を受け、受付表と保護者の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書や診断書等）をご提出ください。

利用対象者であることを確認し、後日「対象者確認書」を交付します。

(2) 事業者への連絡

東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から、希望の事業者を選択して連絡します。その際は、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください。



(3) 事業者との契約

事業者との面談・契約後、契約書のコピーとアカウント申請書を子ども育成課へご提出ください。

(4) 利用当日

システムから発行される助成券コード（番号）をベビーシッターに伝えてください。

3 注意事項

(1) 本事業利用中に、保育所等への入所が内定した場合

入所が内定したにもかかわらず辞退した場合は、本事業は入所内定月の前月の末日までで利用終了となります。（利用約款第 11 条）

(2) 保護者の方が育休を取得中の場合

利用開始時点で育児休業中の方については、復職後すみやかに「復職証明書」をご提出ください。
復職日以降の利用分が助成の対象となります。

(3) 他施設との併用について

本事業は、対象児童が認証保育所、認可外保育施設等に在籍している場合も利用できますが、「三鷹市認可外保育施設利用助成金」の支給はできません。また、三鷹市定期利用保育室ひなたとの併用はできません。

4 第 2 子無償化について

本事業においても、保護者の経済的負担を軽減するため、第 2 子以降の利用料を無償にします。通常通り事業者へ利用料を支払った上で、市へ「三鷹市ベビーシッター利用支援事業（多子世帯負担軽減助成金）申請書」を提出してください。詳細は、利用開始後にご案内します。

子ども家庭支援センターが実施している「ベビーシッター利用支援事業（一時保育預かり利用支援）」とは利用できる対象者が異なります。P 43 をご確認ください。

定期利用保育室について

認可保育所等への入所が待機となっている1歳児および2歳児（令和7年4月1日時点）を保育する施設です。利用にあたっては、認可保育園等と同様、就労等の要件が必要です。

1 実施施設

三鷹市定期利用保育室ひなた（下連雀四丁目6番7号） TEL：0422-26-2611

- (1) 運営者 株式会社日本保育サービス（委託）
- (2) 対象者 三鷹市内在住で、集団保育可能な1歳児クラスおよび2歳児クラスの児童
認可保育所等への入所が決まっていない児童
- (3) 利用期間 入所日から1年間（更新不可）
市外転出の場合や保育の必要性がなくなった場合は利用できなくなります。
- (4) 定員 1歳児、2歳児 計20人
- (5) 開所日 月曜日から金曜日（年末年始を除く）
- (6) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで（延長保育なし）
- (7) 保育料月額 第1子36,000円
※生活保護世帯、市民税非課税世帯、第2子以降の保育料は免除となります。

2 申込みの流れ（毎月1日付入所のみ）

- (1) 入所申込み
入所希望月の前月10日（閉庁日に当たる場合は、翌開庁日）までに「利用申請書」と「申込みに関する同意書」を子ども育成課へ提出してください。（必着）
※定員を超える申込みがあった場合は選考基準P19～21に基づき選考となります。申込み順による優劣はありません。
- (2) 利用内定となった場合
入所前月下旬に通知します。保育室での面接・健康診断等の手続き終了後、入園決定通知書を発行します。入園後はお子さまが保育園に慣れるための「慣れ保育」があります。
- (3) 利用内定とならなかった場合
待機名簿に登録されます。空きが生じ、内定となった場合に子ども育成課より通知します。

3 その他

- (1) 当施設は認可保育園等の入所申請を取り下げた場合、または認可保育園等への入所が内定した場合は利用できなくなります。
- (2) 育児休業中に入所が決まった場合は、入所後1か月以内に復職が必要です。入園後、在園児のきょうだいの産前産後休業を取得する場合は、出産予定月の後2か月間まで在園可能です。引き続き在園する場合は復職が必要です。
- (3) 当施設は、認可保育園等入所選考における「調整点数表（P20）」の調整点数1の対象施設ではありません。

◆詳細は三鷹市ホームページをご確認ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/097/097520.html

（三鷹市ホームページ→子育て・教育→保育園・幼稚園・子どものための施設→保育園等→各種保育サービス・お知らせ→定期利用保育室のご案内）



三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業

・・・一時的に保育にお困りの方は・・・

利用できるのは市内にお住まいのお子さんと保護者の方です

	① 子ども ショートステイ	②特定一時保育	③一時保育	④トワイライトステイ	⑤病児保育	
要件	保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭・出張など社会的な事由で養育が出来ないとき ※児童自身が利用を希望する場合も利用できます。	保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭など社会的な事由で保育が出来ないとき	要件はありません。 (一時的に保育できないとき、仕事などで帰宅が遅くなるとき、休日に不在で保育が出来ないときなど)		子どもが病気の回復期にあるが、保育園等の集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと	
対象	市 内 に 住 所 が あ り 、 集 団 保 育 が 可 能 な 児 童				市内に住所がある生後4か月～小学校就学前の児童	
	1 歳6か月～中学3年生 ※特別な事由があるときは対象年齢について相談できます。	生後3か月～小学校就学前の児童	生後3か月～小学生			
内容	宿泊を伴う養育。施設から幼稚園、保育園や学校への送迎。6泊以内	日中の保育 15日間以内(各施設の休園日を含む)	日中・夜間の保育 1時間単位	日中、夜間の保育、学童保育所からの送迎など	日中の保育 連続7日間以内	
施設・定員	児童養護施設 社会福祉法人朝陽学園 (大沢2-4-1) 定員：2人	中央、山中、新川、 南浦東、上連雀、 野崎保育園 定員：各1人	三鷹駅前保育園 ※子ども家庭支援センター のびのびひろば隣接(下連雀3-30-12) 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 定員：1時間あたり各15人		(1)あきやまルーム (下連雀3-45-16 びゅうリット三鷹3階) 定員：4人 (2)ポピンズルーム杏林 (新川4-11-17) 定員：4人	
登録	※申し込み後に、子ども家庭支援センターりぼんの相談員との面談及び施設見学が必要です。	事前登録は不要 ※申し込み後に施設との面談が必要となります。	のびのびひろばでの事前登録が必要 ※登録の際は事前にご連絡ください。		市への事前登録が必要 (オンライン※1でもできます)	
申込方法	子ども家庭支援センター りぼん 月～金曜日の 午前8時30分～午後5時 TEL 0422-40-5925 (※詳細については、必ずお問い合わせください。)	子ども家庭支援センターのびのびひろば 月～金曜日の午前8時30分～午後7時 土曜日の午前8時30分～午後5時 TEL 0422-40-2926 (※詳細については、必ずお問合せください。) (申し込みは、午後4時30分まで)				直接各施設 (1)あきやま子どもクリニック(上連雀2-2-16) TEL0422-70-5777 (2)ポピンズルーム杏林(新川4-11-17) TEL0422-24-2153

※1 病児保育をオンラインで事前登録するには、市ホームページから病児保育予約システム「あずかるこちゃん」にアクセスして事前登録(アカウント作成)してください。

⑥ ファミリーサポート

子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(援助会員)との相互援助活動を、市が事務局となって運営する事業です。利用に当たっては、会員登録が必要です。

【対象】市内在住で、生後3か月～小学校4年生

※登録の際は、事前にご連絡ください。

【連絡先】みたかファミリー・サポート・センター(三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば内)

三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 TEL 0422-76-6817

開所時間：月～金曜日の午前9時～午後6時

⑦ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育が必要となった保護者が、東京都の補助制度を活用しベビーシッターを利用した場合に、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

【対象】市内在住で、0歳～9歳に達する年度の末日までの児童

【問合せ先】・子ども家庭支援センターのびのびひろば TEL 0422-40-2926

・子ども家庭支援センターりぼん TEL 0422-40-5925

市内一時預かり施設の紹介

通院や仕事等で一時的に保育できないときやリフレッシュしたいときなどに利用できます。(要事前登録)

※ 詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員
椎の実子供の家	大沢4-8-8	0422-32-4103	6
一時保育 こすずめ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-22-8	0422-45-4558	5
みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	7
弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	0422-49-8893	6
第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	0422-44-4103	6
にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	0422-26-5684	5
ケンパ井の頭(分園)	井の頭1-31-22	※問い合わせ先(本園) 0422-70-0960	3
三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	0422-32-2772	6
三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 三鷹市中 央通りタウンプラザ2階	※問い合わせ先 子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926	15
三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	0422-41-0333	6
牟礼保育園	牟礼7-4-52	0422-76-0883	6
三鷹市子ども発達支援センター 一時保育 ほしのこ	新川6-37-1 三鷹中央防災 公園・元気創造プラザ1階	0422-45-1133	10
認定こども園 三鷹台幼稚園	井の頭2-13-20	0422-43-7417	6
スポット保育室「チューリップ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9281	6
三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	0422-30-5923	6
ポピンズキッズルーム三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	0422-26-6765	5

(令和6年7月1日現在)

市内親子ひろばの紹介

主に乳幼児をもつ地域の子育て家庭支援のために、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合ったり、育児講座などの啓発活動や育児相談などを行う場所です。各施設において、親子の楽しい時間が過ごせるスペースを用意し、様々なプログラムを実施しています。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

ひろば名	所在地	電話
子ども家庭支援センター すくすくひろば	下連雀4-19-6	0422-45-7710
親子ひろば ひまわり (三鷹駅前保育園)	下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウン プラザ3階	0422-79-5441
つくつくひろば (みだかつくしんぼ保育園)	新川1-10-20 (みだかつくしんぼ保育園とは別の 建物になります)	03-5384-2441
HOT・ホッと・きらきら (こじか保育園)	新川6-7-8 こじか保育園内	0422-71-2211
たんぼぼひろば (おひさま保育園)	下連雀5-2-5 おひさま保育園内	0422-49-8893
親子ひろば ぴっぴ (みだか小鳥の森保育園)	井の頭5-23-8 (みだか小鳥の森保育園とは別の 建物になります)	0422-45-4558
おやこでよって チョコッとあっぴるーむ	下連雀4-17-23 市民協働センター内	0422-46-0048
つぎあてポッケ	大沢1-16-26	0422-34-0040
むらさき子どもひろば	下連雀1-25-2	0422-49-5500
西多世代交流センター (乳幼児のあそびひろば)	深大寺2-3-5	0422-31-6039
東多世代交流センター (わくわく・ひよこちゃんランド)	牟礼2-13-19	0422-44-2150
親子ひろば ひよこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造 プラザ1階	0422-45-1122
子育てひろば てくてく	深大寺1-3-3	0422-26-4381 (アフタフ・バーバン内)
ちきんえっぐ (三鷹どろんこ保育園)	井口1-23-9 三鷹どろんこ保育園内	0422-30-5923
子育て広場「モモ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9270
おやこひろば えふえふ ※休止中	新川4-18-2 えんがわ家1階	070-8360-3258
子育てひろば ひだまり	下連雀7-6-18	0422-49-2671
子育てひろば あおいとり	下連雀2-18-12	090-1800-1470
子育てひろばポピンズ三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	0422-26-6765
しいのみクラブ	大沢4-8-8	0422-32-4103
親子ひろば ひなた ※休止中	下連雀4-6-7	0422-26-2611

(令和6年7月1日現在)